

アセキノシルに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>《場所》 別紙（アセキノシル）</p> <p>PDF 1P目～2P目小豆類、その他のきく科野菜²、ピーマン、なす、その他のなす科野菜³、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろりり、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実（果皮を含む。）、その他のうり科野菜⁴、その他の野菜⁵、その他の野菜（ずいきに限る。）、その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実⁶、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）いちご、ぶどう、パパイヤ、マンゴー、その他の果実⁷、茶、ホップ、その他のスパイス⁹、その他のハーブ¹⁰、</p> <p>《意見》 基準値（案）の上限を、0.39 ppmに、しては、どうか。</p> <p>《理由》 アセキノシルは、ナフトキノン骨格なので、水棲生物に対して強い毒性を示すため。</p> <p>また、アセキノシルの『水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料』が既に出されているから。</p> <p>◆アセキノシル I. 評価対象農薬の概要 → https://www.env.go.jp/content/900544373.pdf よろしく、願います。</p>	<p>【回答1】</p> <p>農薬による水質や水生生物などの環境への影響等については、農林水産省及び環境省において農薬登録の際に考慮されているものと承知しています。</p> <p>また、食品中の農薬の残留基準については、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、作物中の残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家等の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28638.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001020604.pdf</p> <p>（食品健康影響評価） https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20211208245</p>

イソフェタミドに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>《場所》 別紙のPDF4～5P目</p> <p>キャベツ、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、ねぎ（リーキを含む。）、トマト、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、メロン類果実（果皮を含む。）、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜³、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実⁴、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実⁵、ぶどう、かき、キウイー（果皮を含む。）、パッションフルーツ、その他の果実⁶、その他のスパイス⁸</p> <p>《意見》 本剤には水和性があり、環境へ与える影響が心配されるので、環境省がイソフェタミドに対して評価しているので、それと準じる形が良いと、思われる。なので、上の基準値を、0.14 ppmにするのは、どうか。</p> <p>《理由》 環境への影響に配慮したため。</p> <p>◆ 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料 イソフェタミド → https://www.env.go.jp/content/900540702.pdf よろしく、願います。</p>	<p>【回答1】</p> <p>農薬による水質や水生生物などの環境への影響等については、農林水産省及び環境省において農薬登録の際に考慮されているものと承知しています。</p> <p>また、食品中の農薬の残留基準については、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、作物中の残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家等の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28638.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001020604.pdf</p> <p>（食品健康影響評価） https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220421057</p>

ピリプロキシフェンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>別紙のピリプロキシフェンのPDF7P目～8P目はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜³、みつば、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜⁴、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実⁷、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、おうとう（チェリーを含む。）、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実⁸、ぶどう、バナナ、アボカド、マンゴー、その他の果実⁹、茶、その他のスパイス¹¹、その他のハーブ¹²</p> <p>《意見》 ピリプロキシフェンの水溶解度は、0.367 mg/L (25℃) なので、そこに基準を合わせて、基準値案を、0.367 ppmに、してはどうか。</p> <p>《理由》 溶け残りの蓄積を防ぐため。</p> <p>◆ピリプロキシフェンI. 評価対象農薬の概要 — 環境省 → https://www.env.go.jp/content/900540957.pdf よろしく、願います。</p>	<p>【回答1】</p> <p>農薬による水質や水生生物などの環境への影響等については、農林水産省及び環境省において農薬登録の際に考慮されているものと承知しています。</p> <p>また、食品中の農薬の残留基準については、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、作物中の残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家等の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28638.html 農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001020604.pdf （食品健康影響評価） https://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/show/kya20190123009</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>4種の農薬使用量改正案で体に良いとされ、私が意識的に接種しているみかん、バナナ、豆、コーヒー、お茶、ネギが上限上がる案だった為、取り急ぎ意見を出させていただく。</p> <p>4種のうちのピリプロキシフェンだが、アルゼンチンの医師団で、新生児の小頭症の増加が当時、ジカウイルスが原因とされていたのを後にピリプロキシフェンが原因ではないかと言っていると耳にした。</p>	<p>【回答2】</p> <p>内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、妊娠動物（ラット及びウサギ）と胎児に対する影響を確認する発生毒性試験において、胎児において催奇形性は認められなかったという結果が得られております。また、発生毒性試験の無毒性量は許容一日摂取量（ADI）の根拠となっているイヌを用いた慢性毒性試験のものより大きい値であるとされています。【回答1】のとおり、食品健康影響評価の結果も踏まえ、健康に悪影響を与えないように残留基準を設定しているところであり、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細に</p>

		<p>については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20190123009</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

メトキシフェノジドに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>《場所》 別紙PDF12P 目 茶</p> <p>《意見》 お茶は水溶性の成分を飲用するものなので、残留農薬、の基準値は、むしろ減らす方が良くと思うので、基準値案を、40より少なく設定しては、どうか。</p> <p>《理由》 安心して、飲めるお茶に、なるべくしたい、と考えているから。よろしく、願います。</p>	<p>【回答1】</p> <p>食品中の農薬の残留基準については、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、作物中の残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家等の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量（ADI）の80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28638.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001020604.pdf</p> <p>（食品健康影響評価） https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220525071</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>メトキシフェノジドでは、実験でイヌが呼吸器系で2例死亡があったと出ており、小さなラットでは問題なくてもイヌで問題が出てるということは、人体で何らかの問題が出てきても、おかしくないのではないのだろうか？</p>	<p>【回答2】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、慢性毒性/発がん性併合（ラット）、発がん性（マウス）、2世代繁殖（ラット）、発生毒性（ラット及びウサギ）、遺伝毒性、免疫毒性等の試験成績が評価に用いられ、各種毒性試験結果から、メトキシフェノジド投与による影響は、主に血液（貧血）、肝臓（門脈周囲性肝細胞肥大等：ラット）及び腎臓（腎盂上皮細胞過形成等：ラット）に認められ、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかったとされています。</p>

		<p>また、各試験の無毒性量のうち最小値は、イヌの1年間慢性毒性試験であったことから、これを根拠としてヒトと動物の種差や個体差も考慮した上で、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されていると承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/show/kya20220525071</p> <p>残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

モサプリドに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>>モサプリド</p> <p>効能について見た場合、フッ素が含有された薬剤を使う意義は無いと考える。使用について終息させた方が良いと考える。なお、腫瘍の発生もあるようであるし、食品中許容量の増大は望ましくないと考える。意見は以上である。</p>	<p>【回答1】</p> <p>国内の動物用医薬品の承認については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を所管する農林水産省により、対象動物への効能・効果、使用者への健康影響、動物用医薬品が残留した畜産物を食べた消費者への健康への影響等、品質、有効性及び安全性が確認され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>動物用医薬品や農薬の残留基準については、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家等の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう設定しています。</p> <p>本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「マウス及びラットを用いた発がん性試験において肝細胞及び甲状腺線状上皮に腫瘍の発生が認められたが、これらの腫瘍の発現は非遺伝毒性機序によるものであり、閾値が存在すると考えられた。したがって、モサプリド及び代謝物M-1については許容一日摂取量（ADI）の設定が可能であると判断した。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220525075</p> <p>残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての畜産物からの動物用医薬品の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

		<p>残留基準の設定に係る審議資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28638.html</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001020604.pdf</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>《場所》 概要（アセキノシル等）の4. 適用期日等</p> <p>《意見》 告示日と適用期日の間に、30日程度の期間を設けては、どうか。</p> <p>《理由》 実際に扱う人たちの認識を切り替えるまでに、時間がかかるため。よろしく、願います。</p>	<p>【回答1】</p> <p>今回意見募集を行った基準改正のうち、一部の新たに設定した品目及び基準値を引き下げる品目については、食品の流通状況を考慮する必要があるため、告示の日から起算して1年を経過する日から適用することとしており、適当な経過措置期間を設けていると考えています。</p> <p>なお、基準値を引き上げる品目については、流通の準備を要しないため、告示日に適用としています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>承認農薬成分数約600種、補助農薬成分約1,200種、添加物約830種、遺伝子組換え食品系400種、遺伝子組換え飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。</p> <p>にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にある・・・。FAO/WHOでは、・・・複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。「確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止」にすべきではないか？</p> <p>一律禁止ができないなら、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>【回答2】</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差（人種、健康状態、生活状況、年齢等）を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>農薬の残留基準がほとんど現状維持にとどまり厳しくなったのはごく一部でそれよりゆるくされる方が多くなっている。ゆるくせず厳しくしよう。</p>	<p>【回答3】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>